

原子力災害等の経緯	厚生労働省の動き	福島労働局の動き
<p>3/11 14:46 地震発生 19:03 原子力緊急事態宣言発令</p> <p>3/12 第一原発 1号機 水蒸気爆発 (18:25 第一原発の半径 20 km圏内の避難指示)</p> <p>3/14 第一原発 3号機 水蒸気爆発</p> <p>3/15 第一原発 2号機 圧力抑制室異音、4号機原子炉建屋損傷 (11:06 第一原発の半径 20~30 km圏内の屋内退避)</p> <p>3/24 第一原発 3号機 被ばく事故 協力会社社員 3名がベータ線熱傷疑 (3/28 退院)</p>	<p>3/15 東電福島第一原発の緊急作業に限り、被ばく実効線量を 100 から 250mSv に引き上げた。(省令改正)</p> <p>3/16 東電本社に対し、緊急作業に従事し、100mSv を超えて被爆した労働者に対し、臨時の健康診断を実施すること、本社として適切な管理をするよう要請した。</p>	<p>3/11 富岡労働基準監督署の 2 名をオフサイトセンター(双葉郡大熊町)へ派遣</p> <p>3/12 第一原発所長に対し、緊急作業時の被ばく防護措置の徹底を指示</p> <p>3/16 福島労働局長から東電に対し、協力企業を含め、緊急作業に従事し 100mSv を超えて被ばくした労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示</p> <p>3/17 福島労働局安全衛生課職員をオフサイトセンター(県庁内)へ派遣</p> <p>3/26 東電、元請企業に対し指導票を交付(被ばく管理の徹底)</p> <p>4/1 東電あて線量計の調達状況について照会</p> <p>4/25 東電及び協力企業に対し、緊急作業への従事期間が 1 月を超える労働者、100mSv 超の被ばくをした労働者に対する毎月 1 回の臨時の健康診断の実施を指示</p> <p>5/2 【Jヴィレッジ及び小名浜コールセンターへ立入調査】</p>
<p>3/31 第一原発において線量計が不足している旨を報道(NHK)</p>		<p>5/20 東電、元請企業に対し指導票を交付(被ばく管理の徹底)</p>
<p>4/27 第一原発において、女性 1 名が法令で定める被ばく線量を超えて被ばくしていたことが判明(5/1 に新たに女性が 1 名被ばく線量超過が判明)(東電プレス発表)</p>	<p>4/28 東電福島第一において緊急作業に従事した労働者が、その後、通常の放射線業務に従事する場合の被ばく線量に係る指導について、留意すべき事項を都道府県労働局に通知した。 東電本社に対し、上記通知に基づく被ばく線量の管理の徹底を指導するとともに、緊急作業従事後の就業上の措置について、協力会社の労働者を含めて配慮を要請した。</p>	<p>東電に対し、被ばく線量の管理等の徹底及び臨時の健康診断や内部被ばく線量の測定の実施を行うよう指導。労働者の生活環境の改善、心身の不調への対応、熱中症予防対策について改善を行い、健康管理等の徹底を図るよう要請(5月13日)。</p> <p>5/20 【東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部を設置】</p>
<p>5/14 朝 7 時前、福島第一原発構内の集中廃棄物処理施設で工具の運搬中に突然倒れて下請作業員が死亡。死因は心筋梗塞。業務との因果関係は不明</p>	<p>5/15 労働者の健康診断を行うため、産業医科大学から医師を派遣した。</p> <p>5/20 【厚生労働省福島第一原発作業員健康管理等対策推進室を設置】(6/8 に「東電福島第一原発作業員健康対策室」に名称を変更した)</p> <p>5/23 「当面の取組方針」を踏まえ、東電に対し、安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化、一定の緊急作業について労基署への届出等について指導した。</p> <p>5/29 労災病院の医師を派遣し、東電福島第一に 24 時間医師を配置する体制を整備した。</p>	<p>5/24 緊急作業時に係る作業届受理開始(9/7 の受付件数 354 件)</p> <p>5/27 【第一原発免震重要棟等へ立入調査・東電、元請へ是正勧告書交付】 東電に対し、女性労働者の被ばく限度を超えたこと、労働者に線量計を持たせず作業させていたことについて是正勧告(5月30日) 元請企業に対し、汚染を防止するために有効な履物(長靴)を使用させなかったことについて是正勧告(5月30日)</p>

原子力災害等の経緯	厚生労働省の動き	福島労働局の動き
<p>6/13 工事作業者が、マスクのフィルターを付け忘れて作業したことが判明</p> <p>6/15 工事作業者が、移動式クレーン運転席で、タバコを吸っていたのを東電社員が発見</p> <p>6/29 工事作業者が、マスクのフィルターを付け忘れて免震重要棟外に出てしまったことが判明</p> <p>7/7 東電は、労働者3名について、被ばく線量が250mSvを超えたことが確定したことを公表(累計6名)</p> <p>7/9 熱中症4件発生</p> <p>8/31 東電 内部被ばく線量の評価状況公表 未評価 3月従事者分 13名 4月従事者分 128名 5月従事者分 147名 6月従事者分 297名</p>	<p>6/10 熱中症の予防対策を強化するため、事故収束に向けた工程に配慮しつつ、原則として7. 8月の14時から17時の炎天下では、作業を行わなよう指導した。</p> <p>6/13 被ばく線量が250mSvを超える恐れのある者が新たに6名(後に4名に修正)いるとの報告を東電から受けたことから、東電に対し、暫定値が200mSvを超える者を直ちに緊急作業から外すよう指導するとともに、内部被ばく暫定値が100mSvを超える者について、精密測定の結果が出るまでの間、内部被ばくの恐れのある作業に就かせないよう指導した。</p> <p>6/20 3月中に緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東電から報告を受け、東電に対し、所属事業者から連絡が取れなかった者を含め、速やかに内部被ばく測定を進めるよう指導した。</p> <p>6/27 緊急作業を行う元方事業者に対し、請負体系図、実施中の工事内容、関係請負人の労働者数、安全衛生教育の実施状況、健康診断の実施状況等について、毎月報告するよう指導した。</p> <p>6/30 厚生労働省と文部科学省が協力して、複数の医師を24時間配置する体制を整備した。 被ばく線量の測定・評価に遅れが見られることについて、作業届の修正指示への対応に著しい遅れが生じていることについて東電を指導した。</p> <p>7/13 4月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量等について東電から報告を受けた。多数の未測定者・連絡先不明者が判明したことから、不明者の徹底した調査と再報告を指導した。 また日々の外部被ばく線量を労働者に書面で通知するシステムの構築、労災保険制度の概要を含めた安全衛生教育の充実について東電を指導した。</p> <p>7/22 元請22社に対し、内部被ばく測定評価未了者について、速やかに受検させること、関係請負人を含めた安全衛生管理体制を確立するよう指導した。</p>	<p>6/7 【第一原発3. 4号機中央操作室等へ立入調査、東電へ是正勧告書交付】 東電に対し、労働者2名に250mSvを超えて作業を行わせたことについて、是正勧告(6月10日)</p> <p>6/22 【元請及び所属事業場へ是正勧告書交付】 「フィルター付け忘れ事案」及び「喫煙事案」に関し、元請及び労働者所属事業場に対し是正勧告書を交付。東電に対し、両事案に関して指導票を交付。</p> <p>6/27 元請事業場に対し、緊急作業に従事する労働者の数等を毎月、報告するよう指導</p> <p>6/30 【元請及び協力企業に対する安全衛生指導会を開催】 ①被ばく管理のあり方と留意点、②保護具等の正しい着用方法、③熱中症予防対策等について指導会をいわき市内で開催(参加企業30社、60人)</p> <p>7/1 【所属事業場には是正勧告書交付】 「フィルター付け忘れ事案」に関し、労働者所属事業場に対し是正報告書を交付。</p> <p>7/11 【第一原発1. 2号機中央操作室等への立入調査、東電へ是正勧告書交付】 「有効な呼吸器保護用具を使用させなかったこと」等について、是正を勧告(7月14日)</p> <p>7/28 熱中症防止対策の再徹底を東電、関係請負事業場に指導した。</p> <p>8/5 被ばく線量100mSv超、従事期間1月超の労働者に対し、安衛法66条の4に基づく臨時の健康診断を実施するよう再指導した。</p> <p>8/30 【東電、元請及び所属事業場へ是正勧告書交付】</p> <p>8/31 3月中に緊急作業に従事した労働者に対する内部被ばく測定未実施に対し是正勧告(8月30・31日)</p>